

# 室蘭市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年3月

## 目次

I. はじめに	1
1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2. 本市における行動計画策定等の経緯	1
II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	2
1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	2
2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	2
3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	4
(1) 基本的人権の尊重	4
(2) 危機管理としての特措法の性格	4
(3) 関係機関相互の連携協力の確保	4
(4) 記録の作成・保存	5
4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	5
(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について	5
(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について	6
5. 対策推進のための役割分担	6
(1) 国の役割	6
(2) 道の役割	7
(3) 本市の役割	7
(4) 医療機関の役割	7
(5) 指定（地方）公共機関の役割	7
(6) 登録事業者の役割	7
(7) 一般の事業者の役割	7
(8) 市民の役割	8
6. 行動計画の主要6項目	8
(1) 実施体制	8

(2) サーベイランス・情報収集.....	8
(3) 情報提供・共有.....	9
(4) 予防・まん延防止.....	10
(5) 医療.....	14
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保.....	16
7. 発生段階.....	16
<b>Ⅲ. 各段階における対策</b> .....	18
<b>未発生期</b> .....	18
(1) 実施体制.....	18
(2) サーベイランス・情報収集.....	18
(3) 情報提供・共有.....	19
(4) 予防・まん延防止.....	19
(5) 医療.....	20
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保.....	20
<b>海外発生期</b> .....	21
(1) 実施体制.....	21
(2) サーベイランス・情報収集.....	22
(3) 情報提供・共有.....	22
(4) 予防・まん延防止.....	22
(5) 医療.....	24
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保.....	24
<b>国内発生早期</b> .....	25
(1) 実施体制.....	25
(2) サーベイランス・情報収集.....	26
(3) 情報提供・共有.....	26
(4) 予防・まん延防止.....	27

(5) 医療.....	28
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保.....	28
<b>国内感染期</b> .....	30
(1) 実施体制.....	31
(2) サーベイランス・情報収集.....	31
(3) 情報提供・共有.....	31
(4) 予防・まん延防止.....	32
(5) 医療.....	32
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保.....	33
<b>小康期</b> .....	35
(1) 実施体制.....	35
(2) サーベイランス・情報収集.....	35
(3) 情報提供・共有.....	36
(4) 予防・まん延防止.....	36
(5) 医療.....	36
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保.....	36
(参考) .....	38
<b>国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策</b> .....	38

## I. はじめに

### 1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返している季節性インフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

このため、国では、平成24年4月に、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）を制定したものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

### 2. 本市における行動計画策定等の経緯

このたび、特措法によって「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成25年6月策定 以下「政府行動計画」という。）及び「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成25年10月策定 以下「道行動計画」という。）を策定している。

本市においては、特措法の制定前から、国の行動計画・ガイドライン等を踏まえ、平成22年3月に「室蘭市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定しているが、特措法第8条の規定に基づき、「室蘭市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という）をあらためて策定した。

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の知見を取り入れ見直す必要がある。

また、政府行動計画及び道行動計画が変更された場合においても、適時適切に変更を行う。

## Ⅱ. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能であるとしている。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられ、病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねないものであり、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を市政の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、対策を講じていく必要があるとしており、市としても、道と緊密に連携し、国、道と同様に次の2点を主たる目的として対策を進める。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減少させる。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・市内の感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減少させる。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療提供業務をはじめ市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

### 2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置くとともに、過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねないとしている。また、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとしている。

国としては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととし、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れを持った戦略を確立するとしている。なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定することとしている。

市としても、道と同様に、こうした国の基本的考え方を踏まえながら、市における新型インフルエンザ等対策に取り組むこととする。

## 【市の取組の考え方】

- (1) 発生前の段階では、水際対策への協力、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチンの供給体制の整備、市民に対する啓発や自治体・企業による業務計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- (2) 市内発生当初の段階では、国と道により、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じられるため、市としても、情報収集に努め、国及び道の各対策に適宜適切に協力をする。
- (3) なお、発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施しますが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、国及び道と連携して、適切な対策へと切り替えることとする。  
また、状況の進展に応じて、必要性が低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- (4) 感染が拡大した段階では、国、道、と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられるため、社会の状況を的確に把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- (5) 事態によっては、市が北海道新型インフルエンザ等対策本部（以下「道対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにする。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、特措法に基づき、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染拡大防止策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染拡大防止策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、道、本市、指定地方公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

### 3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等発生に備えるとともに、発生した時には、特措法その他の法令、市行動計画に基づき、国、道と連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

#### (1) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

#### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

#### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

室蘭市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は政府対策本部・道対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、新型インフルエンザ等対策に関して、必要に応じ道対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。



#### (4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

### 4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

#### (1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

新型インフルエンザ発生時の流行規模は、発生した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるため、現時点でそれを完全に予測することは難しい現状にあるが、政府行動計画では、有効な対策を考える上で、被害想定として、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に患者数等の流行規模に関する数値を置いており、発病率については全人口の25%が新型インフルエンザに罹患するとし、致死率については、アジアインフルエンザ等並みの中等度の場合は0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2%と想定している。

本市における流行規模の想定にあたっては、国及び道が想定した流行規模を基に推計を行った。

＜新型インフルエンザ患者数の推計＞

	全国 約1億2,800万人		北海道 約550万人		室蘭市 約9万4千人	
感染者数	約3200万人		約142万人		約2万3千人	
医療機関受診患者数	約1,300万人～ 約2,500万人		約55万9千人～ 約107万5千人		約9,3千人～ 約1万8千人	
重症度	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	約 53万人	約 200万人	約 2万3千人	約 8万6千人	約 400人	約 1.5千人
死亡者数	約 17万人	約 64万人	約 7千人	約 2万8千人	約 120人	約 500人
1日当たり最大入院患者数	約 10.1万人	約 39.9万人	約 4.3千人	約 1万7千人	約 80人	約 300人

- これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。
- 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことか

ら、国において、必要に応じて見直しを行うこととしている。

- ・更に、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象とされたところである。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなることから、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

## (2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

政府行動計画では、新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定されるとしている。

- ・国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。  
罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## 5. 対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きながら、対策を進め

る。

## (2) 道の役割

道は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断と対応に努める。

## (3) 本市の役割

本市は、市民に対するワクチンの接種や、生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確な対策に努める。対策の実施に当たっては、道や近隣の市町と緊密な連携を図ることとする。

なお、感染症法においては、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、道に準じた役割を果たすことが求められており、道とは、地域における医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図っておく必要がある。

## (4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定や地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

## (5) 指定（地方）公共機関の役割

特措法第2条に規定する指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

## (6) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要であり、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

## (7) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、

感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

#### (8) 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

### 6. 行動計画の主要6項目

市行動計画では、政府行動計画及び道行動計画に合わせ、各段階ごとに、「1）実施体制」、「2）サーベイランス・情報収集」、「3）情報提供・共有」、「4）予防・まん延防止」、「5）医療」、「6）市民生活・市民経済の安定」の6つの分野ごとに対策を進める。各項目毎の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

#### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等の病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、市全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、本市は、国、道、事業者が相互に連携を図り、一体となった取組を行う。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、市庁内では、関係部局等の連携を確保しながら、情報の共有化を図る。

新型インフルエンザ等が発生し、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行った場合は、特措法及び室蘭市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき直ちに市対策本部を設置し、必要な措置を講ずる。

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取する。

#### (2) サーベイランス・情報収集

国、道は、新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するために、サーベイランスにより、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげる。

本市は、国、道で把握された情報を、関係者や市民に迅速かつ定期的に提供する。

### (3) 情報提供・共有

#### ア 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、道、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、道、市、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

#### イ 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、高齢者、障がい者等への伝え方を配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速な情報提供に努める。

#### ウ 発生前における市民への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果等を市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関する周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。

特に、児童、生徒等に対しては、学校等で集団感染が発生しやすいなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係各所属が連携して、新型インフルエンザ等や公衆衛生について丁寧に情報提供していく。

#### エ 発生時における市民への情報提供及び共有

##### a 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。また、提供する情報の内容については、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要であり、また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページやSNS等を活用する。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

#### b 市民の情報収集の利便性向上

政府行動計画では、国が、国民の情報収集の利便性向上のため、関係省庁の情報、地方公共団体の情報、指定公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトを設置するとしていることから、本市としても市民の情報収集の利便性の向上のため、国が設置するサイトを活用する。

#### オ 情報提供体制について

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築するため、市対策本部における広報担当を中心としたチームを設置し、適時適切に情報を共有する。

### (4) 予防・まん延防止

#### ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保し、また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながることで、健康被害を最小限にとどめることが重要である。個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、政府行動計画、道行動計画において、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行うとされている。本市においても連携した対策を行う。

#### イ 主なまん延防止対策

個人における対策については、道内における発生の初期の段階から、道では新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力要請（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行う。市、国、北海道等関係機関は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

新型インフルエンザ等緊急事態において、北海道が必要に応じて不要不急の外出の自粛要請等を行った場合には、市は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る等国及び北海道の要請に応じて、適宜協力する。

地域対策・職場対策については、道内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態において、北海道が必要に応じて施設の使用制限の要請等を行った場合、その対策の実施に適宜協力する。

そのほか、国では、海外で発生した際には、その状況に応じた感染症危険情報の発出、査証措置（審査の厳格化、発給の停止）、港湾管理者の協力のもと、外国からの船舶入港情報の収集、入国者の検疫強化（隔離・停留等）、検疫飛行場及び検疫港の集約化、航空機や船舶の運航自粛の要請等の水際対策

を実施するとしている。また、感染症には潜伏期間や不顕性感染等があることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、国内での患者発生に備えて体制の整備を図ることが必要であるとしており、市としても、こうした水際対策に適宜協力し、市内での患者発生に備える。

## ウ 予防接種

### a ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

### b 特定接種

#### 1) 特定接種について

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種である。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

- ① 医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

国では、特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならないとしている。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定めるとしている。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当するとしている。

また、この指定（地方）公共機関制度による考え方には該当しないが、政府行動計画では特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加されている。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、

- ① 医療関係者、
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、
- ③ 指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、
- ④ それ以外の事業者の順とすることを基本としている。

実際に新型インフルエンザ等が発生した場合の接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項については、国の基本的対処方針により決定されるとともに、接種すべきワクチンについても状況に応じて決定されることとなる。

市としては、国が決定した事項を把握するとともに、道と連携し、市職員の対象者に対して接種を行う。

## 2) 特定接種の接種体制について

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については国を実施主体とし、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる道職員及び道内市町村職員については、道又は市町村を実施主体としている。原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とされている。

市としては、市職員が円滑に行えるよう、接種体制の構築を図る。

## c. 住民接種

### 1) 住民接種について

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条の規定（臨時の予防接種）による予防接種が行われることとなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

政府行動計画では、住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本としている。また、事前に下記のような基本的な考え方を整理しているが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定するとしている。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - ・基礎疾患を有する者
  - ・妊婦



- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、政府行動計画では、以下のような基本的な考え方を踏まえ決定するとしている。

A. 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）  
①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）  
①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）  
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

B. 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）  
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）  
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

C. 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）  
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）  
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

## 2) 住民に対する予防接種の接種体制

住民に対する予防接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう国、道と連携し接種体制の構築を図ることとする。

## 3) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民に対する予防接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて総合的に判断し、政府対策本部において、総合的に判断し決定される。

## (5) 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

国、道の計画において、新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画し、特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要とされていることから、本市においては、道等からの要請に応じ、以下の対策等について適宜協力するとともに、北海道、室蘭市医師会及びその他関係機関・団体と連携しながら、地域全体で医療体制が確保されるよう努める。

### 【医療に関する北海道の対策】

#### 1 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ道民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素です。また、健康被害を最小限にとどめることは、道内の社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながります。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要です。

特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要です。

## 2 発生前における医療体制の整備について

北海道は、二次医療圏等の圏域を単位とし、道立保健所を中心として（二次医療圏に保健所設置市がある場合は、当該市と道立保健所が連携して）郡市医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を活用するなど、地域との関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進するとともに、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行い、さらに保健所等における帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進めます。

## 3 発生時における医療体制の維持・確保について

新型インフルエンザ等の国内発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに、感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させます。このため、地域においては、感染症病床等の利用計画を事前に策定します。また、国内発生早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元します。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内で新型インフルエンザ等が広がる前の段階までは各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行います。新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要があります。このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努めます。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行います。また、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。帰国者・接触者外来等の地域における医療体制については、一般的な広報によるほか「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行います。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替えます。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとします。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、地域においては、事前に、その活用計画を策定しておく必要があります。また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要です。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、市町村を通じた連携だけではなく、日本医師会・北海道医師会・郡市医師会・学会等の関係機関のネットワークの活用が重要です。

#### 4 医療関係者に対する要請・指示、補償

新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行う必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、知事は医療を行うよう要請等を行います。

道は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償します。また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償を行います。

#### 5 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

① 政府行動計画では、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の45%に相当する量を備蓄目標としていることから、道としても国の考え方に合わせ、引き続き、道民の45%に相当する抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄します。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案することとします。

② 政府行動計画では、インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討していることから、北海道としても国の検討状況を踏まえ、適切な備蓄を行います。

#### (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの国民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

本市においては、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、国、道、関係機関等と、連携して十分準備を行う。

#### 7. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、国の実情に応じた戦略に即した5つの発生段階に分類しており、発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定するとしている。

また、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、道が地域における発生段階を同じく5段階に定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で判断するとしている。

本市は、国、道、関係機関等と連携し、国、道の定める発生段階や近隣市町の発生状況に応じ、行動計画等で定められた対策を実施する。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言を行った場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

【発生段階とその状態】

段 階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 道においては、以下のいずれかの発生段階 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道内未発生期（道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）</li> <li>・ 道内発生早期（道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）</li> </ul>
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態  道においては、以下のいずれかの発生段階 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道内未発生期（道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）</li> <li>・ 道内発生早期（道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）</li> <li>・ 道内感染期（道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）</li> </ul> ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

### Ⅲ. 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

#### 未発生期

- ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

#### 目的：

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国、道、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。

#### 対策の考え方：

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、行動計画等を踏まえ国や道等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- 3) 海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、国及び道からの情報収集等を行う。

#### (1) 実施体制

##### (1)-1 行動計画等の作成

特措法及び政府行動計画に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直しを行う。

##### (1)-2 体制の整備及び関係機関との連携強化

- ① 取組体制を整備・強化するために、新型インフルエンザ等対策本部会議等において、初動対応体制の確立や発生時に備えた業務継続計画の策定・見直し等を行う。
- ② 国、道、他の市町村、関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

#### (2) サーベイランス・情報収集

本国及び道が発信する、新型インフルエンザ等対策に関する国内外の情報を収集する。

### (3) 情報提供・共有

- ① 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を通じ継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ② マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。
- ③ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるための準備を進める。

### (4) 予防・まん延防止

#### (4)-1 対策実施のための準備

##### (4)-1-1 個人における対策の普及

マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、道が設置する、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

##### (4)-1-2 水際対策への協力

市は、国及び道からの要請に応じ、以下の取組等に適宜協力する。

#### 【北海道における水際対策】

道では、国が実施する水際対策に協力するとともに、入国者に対する疫学調査等について国等との連携強化に努めます。

#### (4)-2 予防接種

##### (4)-2-1 接種体制の構築

###### (4)-2-1-1 特定接種

- ① 特定接種について国、道からの要請に基づき、登録事業者の登録業務について必要に応じて協力する。
- ② 特定接種の対象となる本市職員を把握し、国の要請に応じて集団接種を原則とする特定接種が速やかに実施できるよう、接種体制を構築する。

###### (4)-2-1-2 住民に対する予防接種

- ① 特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。
- ② 円滑な接種の実施のために、国及び道が示す技術的支援を基に、必要に応じて自治体間で協定を

締結するなど、本市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。

- ③ 本市は、速やかに接種できるよう、国が示す接種体制の具体的なモデルを基に、国、道、室蘭市医師会、事業者、学校関係者等と協力して接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

#### (5) 医療

国の示す医療体制の確保についての具体的なマニュアル等によって、道が進める体制整備が行われる。本市においては、国、道からの要請に適宜協力する。

#### (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

##### (6)-1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

地域感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等については、国の要請に対応し、道と連携して、要援護者の把握とその具体的手続きを決定する。

##### (6)-2 火葬能力等の把握

道が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について、把握・検討する際や、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備に連携する。

##### (6)-3 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄または施設及び設備の整備に努める。



## 海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

### 目的：

- 1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、市内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 市内発生に備えて体制の整備を行う。

### 対策の考え方：

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 対策の判断に役立てるため、国や道等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 国内発生した場合には早期に発見できるよう、国が実施する国内のサーベイランス・情報収集体制の強化に協力する。
- 4) 国内発生に備え、国内発生した場合の対策について、国、道等の的確な情報提供を基に、市民等に準備を促す。
- 5) 国内発生をできるだけ遅らせるために国が実施する検疫等に協力するとともに、市民生活、市民経済の安定のための準備体制整備に努める。

### (1) 実施体制

#### (1)-1 体制強化等

- ① 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、国、道の動向を見極めながら必要な情報収集に努めるとともに、必要に応じ、庁内連絡会議等において、情報の集約・共有等を行い、初動体制、市対策本部の設置等について協議する。
- ② 国が感染拡大防止対策等に関する基本的処理方針を決定し、道が対処方針を決定した場合は、本市においても、速やかに国や道の方針に基づき必要な措置を講じる。
- ③ 海外において、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断し、感染症法等に基づく各種対策を実施するとした場合は、国や道の対策に準じ、必要な措置を講じる。

## (2) サーベイランス・情報収集

国、道等から新型インフルエンザの発生状況等必要な情報を収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、発生状況調査など以下の取組等に適宜協力する。

### 【北海道におけるサーベイランス・情報収集に関する対策】

#### サーベイランスの強化等

- ① 道は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。
- ② 道は、国の対策に準じ、道内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。
- ③ 道は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

## (3) 情報提供・共有

### (3)-1 情報提供

- ① 国及び道が発信する、海外での発生状況、現在の対策を、市民に情報提供し、注意喚起を行う。
- ② 情報の提供にあたっては、情報の集約・整理・一元的な発信に努める。

### (3)-2 情報共有

国、道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行い、対策の理由、プロセス等の共有に努める。

### (3)-3 相談窓口の設置

- ① 国が作成するQ&A、国及び道が設置するコールセンター等の活用を行い、また、国の要請に基づき、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口等を設置し、適切な情報提供に努める。
- ② 市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせの内容を踏まえて、市民がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

## (4) 予防・まん延防止

### (4)-1 感染症危険情報の周知等

国から感染症危険情報が発出されたときは、国及び道と連携しながら海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。

#### (4)-2 水際対策

国及び道からの要請に応じ、以下の取組等に適宜協力します。

##### 【北海道における水際対策】

#### 1 検疫への協力

- ① 道は、水際対策として国が実施する検疫に協力するとともに、検疫所から情報提供を受けた場合は、必要な調査等を行うなど、道内における予防・まん延措置に努めます。
- ② 検疫の強化に伴い、国から道警察に対し、検疫実施空港・港及びその周辺において警戒活動等を行うよう指導等が行われた場合は、これに協力します。

#### 2 密入国者対策への協力

- ① 道は、発生国からの密入国が予想される場合に国が実施する取締機関相互の連携強化に協力するとともに、密入国者の中に感染者又は感染の疑いのある者がいるとの情報を入手し、又は認めたときは、検疫所等との協力を確保しつつ、必要な感染防止策を講じた上、所要の手続をとります。
- ② 国から道警察に対し、発生国から到着する航空機・船舶に対する立入検査、すり抜けの防止対策、出入国審査場やトランジットエリアのパトロール等の監視取締りの強化を行い、又は、警戒活動等を行うよう指導等が行われた場合は、これに協力します。
- ③ 感染者の密入国を防止するため、国から道警察に対し、沿岸部におけるパトロール等の警戒活動等を強化し、または、警戒活動等を行うよう指導等が行われた場合は、これに協力します。

#### (4)-3 予防接種

##### (4)-3-1 接種体制

##### (4)-3-1-1 特定接種

国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報及び社会情勢等の全体状況を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定接種を実施することを決定するとしている。

このことを踏まえ、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

##### (4)-3-1-2 住民に対する予防接種

- ① 国は発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第 46 条に基づく住民接種、または予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、国と連携して接種体制の準備を行う。
- ② 国からの要請により、市民が速やかに接種できるよう、集団接種を基本として、具体的な接種体制をとれるよう道と協力し準備する。

## (5) 医療

道が行う医療対策の情報を収集するとともに、国及び道からの要請に応じ、地域の関係者と密接に連携を図り、保健所を中心とした医療体制の整備などの取組等に適宜協力する。

## (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

### (6)-1 事業者の対応

国が事業者に対して実施する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の実施準備に係る要請に協力し、必要な普及啓発に努める。

### (6)-2 遺体の火葬・安置

道からの要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

## 国内発生早期

・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

（地域未発生期）

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

（地域発生早期）

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

### 目的：

- 1) 国内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

### 対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行う。国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行ったときは、国及び道と連携しながら、積極的な感染拡大防止策等を講じる。
- 2) 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 国内感染期への移行に備えて、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を速やかに行う。
- 4) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

#### （1）実施体制

##### （1）-1 基本的対処方針の変更

国内発生早期に移行し、国が感染拡大防止対策等に関する基本的対処方針を変更した場合は、市においても、速やかに国及び道の方針に沿った対処方針を決定する。

##### （1）-2 緊急事態宣言の措置

###### （ア）市対策本部の設置

国が緊急事態宣言を行った場合は、速やかに市対策本部を設置し、国や道と連携・協力しながら、緊急事態に係る対策を実施する。

## (イ) 緊急事態宣言

緊急事態宣言は国が特措法第32条に基づき行うもので、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず社会混乱を招くおそれがあることを示すものであり、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示されることになる。

## (2) サーベイランス・情報収集

### (2)-1 情報収集

国、道等からの新型インフルエンザの発生状況等必要な情報を積極的に収集するとともに、国及び道からの要請に応じ、学校等での集団発生の状況調査など以下の取組等に適宜協力する。

### 【北海道におけるサーベイランス・情報収集に関する対策】

#### サーベイランス

- ① 道は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施します。
- ② 道は、国が実施する新型インフルエンザ等患者の臨床情報の収集に協力し、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報の迅速な提供に努めます。
- ③ 道は、国等から国内の発生状況の情報を収集し、国と連携しながら、必要な対策を実施します。

## (3) 情報提供・共有

### (3)-1 情報提供

- ① 市民に対して、道内外での発生状況、具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- ② 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ③ 相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

### (3)-2 情報共有

国や道、関係機関からのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と現場の状況把握を行う。

### (3)-3 相談窓口等の体制充実・強化

国からの要請に基づき、相談窓口等の体制の充実・強化に努める。

## (4) 予防・まん延防止

### (4)-1 国内での感染拡大防止策

- ① 市民に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を勧奨する。
- ② 学校・保育施設等において学校保健安全法に基づく臨時休業を適切に行うとともに、事業者、病院、高齢者施設等における感染予防対策が強化されるよう、周知に努める。
- ③ 国及び道からの要請に応じ、以下の取組等に適宜協力する。

#### 【北海道における国内での感染防止対策】

- ① 道は、国と連携し、地域発生早期となった場合には、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）等の措置を行います。
- ② 道は、国と連携しながら、業界団体等を経由し、または直接、住民、事業者等に対して次の要請を行います。
  - ・住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨します。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請します。
  - ・事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請します。
  - ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国が必要に応じて示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を学校等に周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請します。
  - ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染予防策を講ずるよう要請します。
- ③ 道は、国からの要請に基づき、関係機関と連携しながら、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策が強化されるよう努めます。

### (4)-2 水際対策

国が実施する渡航者・入国者等への情報提供・注意喚起などの水際対策に協力する。

### (4)-3 予防接種（住民接種）

- ① パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て接種を開始するとともに、国の求めに応じ、接種に関する情報提供をする。

- ② 接種の実施にあたり、国及び道と連携して、保健センター・学校等の公的施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として市内に居住する者を対象に、集団的接種を行う。

#### (4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。
- ・ 道が、本市を対象として特措法第 45 条第 1 項に基づき、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底の要請を行う場合には、市民へ周知を図る。
  - ・ 道が、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合には、関係団体等と連携して、周知を図る。
  - ・ 道が、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う場合は、関係団体と連携して、周知を図る。
- ② 住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

#### (5) 医療

- ① 道が行う医療対策の情報を積極的に収集するとともに、国及び道からの要請に応じて、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターについて周知する。
- ② 地域発生期に至らない場合でも、患者等が増加してきた段階において、国の要請に基づき、道は、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関でも診療する体制に移行している。市民への適切な周知のため、診療体制の情報収集に努める。
- ③ その他、国及び道からの要請に応じ、取組等に適宜協力する。

#### (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

##### (6)-1 事業者の対応

国及び道から市内の事業者に対して、従業員の健康管理を徹底と、職場における感染予防策開始の要請に協力する。

##### (6)-2 市民・事業者への呼びかけ

国や道と連携し、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。



### (6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

#### (6)-3-1 水の安定供給

水道事業者及び、工業用水道事業者である本市は、行動計画又は業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

#### (6)-3-2 サービス水準に係る市民への呼びかけ

国及び道と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

#### (6)-3-3 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国及び道と連携しながら、調査等をするとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

## 国内感染期

- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・ 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

(地域未発生期)

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

(地域発生早期)

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

(地域感染期)

道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。

### 目的：

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

### 対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。
- 2) 地域ごとに発生状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、道の実施対策と連携して、市として実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負担を軽減する。
- 5) 医療体制を維持する為に、道の対策に協力し、必要な患者が適切な医療を受けられるように健康被害を最小限に抑える。
- 6) 市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続するように努める。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負担を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

## (1) 実施体制

### (1)-1 基本的対処方針の変更

国及び道が、国内感染期に入ったことにより、基本的対処方針を変更した場合は、速やかに本市の対処方針を決定する。

### (1)-2 緊急事態宣言の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を講じる。

- ① 緊急事態宣言がなされた場合、速やかに対策本部を設置する。
- ② 本市が、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づき、道による代行、道またはその他市町村による応援等の措置を活用する。

## (2) サーベイランス・情報収集

国、道等から新型インフルエンザの発生状況等必要な情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、学校等での集団発生の状況調査等、以下の取組等に適宜協力する。

### 【北海道におけるサーベイランス・情報収集に関する対策】

#### サーベイランス

全国での患者数が数百人程度に増加した段階において、国が新型インフルエンザ等患者等の全数把握について都道府県ごとの対応と決定した際は、当該決定に応じたサーベイランスを実施する。また、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。

(地域未発生期、地域発生早期における対応)

引き続き、新型インフルエンザ等患者の全数把握を実施する。

(地域感染期における対応)

- ① 新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを継続する。
- ② 道は、国内の発生状況に関する情報収集を行い、国と連携し、必要な対策を実施する。

## (3) 情報提供・共有

### (3)-1 情報提供

- ① 市内外の発生状況、具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について、できる限りリアルタイムで市民に情報提供する。
- ② 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、市内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ③ 相談窓口等に寄せられる問い合わせ内容、近隣自治体や関係機関等から寄せられる情報の内容も

踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握する。

### (3)-2 情報共有

国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の的確な状況把握を行う。

### (3)-3 相談窓口等の体制充実・強化

相談窓口等を継続し、状況の変化に応じたQ&Aの改定版の配布を受け、相談対応に活用する。

## (4) 予防・まん延防止

### (4)-1 市内でのまん延防止策

- ・ 国、道等からの要請に応じ、事業者への感染予防対策の周知協力、公共交通機関での感染予防対策の周知協力、学校等の臨時休業の実施に関する対策等に協力する。
- ・ 市民に対し、手洗い、うがい、咳エチケットなどの感染予防、感染拡大防止対策を積極的に周知する。

### (4)-2 水際対策

国が実施する渡航者・入国者等への情報提供・注意喚起などの水際対策に協力する。

### (4)-3 予防接種

国の対策に基づき予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

### (4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置

国及び道と連携し、特措法第46条の規定に基づき、住民接種（臨時の予防接種）を継続する。

## (5) 医療

### (5)-1 患者への対応等

国や道からの要請に基づき、以下の措置を講じる。

（地域未発生期、地域発生早期における対応）

- ① 引き続き、帰国者・接触者外来における診療、患者の入院措置等が実施されるよう努める。
- ② 必要が生じた際には、感染症法に基づく入院措置を中止し、関係機関・団体等と調整のうえ、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制とする。

（地域感染期における対応）

道とともに、関係機関と調整の上、病診連携を始め、医療機関等の連携を図り、診療時間を取りまとめるなど地域全体で医療体制が確保されるよう努める。

#### (5)-2 在宅で療養する患者への支援

関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合に実施する 在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

### (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

#### (6)-1 事業者の対応

国及び道から市内の事業者に対して、従業員の健康管理を徹底と、職場における感染予防対策開始の要請に協力する。

#### (6)-2 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

#### (6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

##### (6)-3-1 水の安定供給

水道事業者及び工業用水道事業者である本市は、行動計画又は業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

##### (6)-3-2 サービス水準に係る市民への呼びかけ

市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

##### (6)-3-3 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、国及び道と連携しながら、調査等をするとともに、市民への迅速かつ的確な情報共有に努める。必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ② 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、国や道と連携しながら、適切な措置を講じる。

#### (6)-3-4 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

国及び道からの要請に基づき在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

#### (6)-3-5 埋葬・火葬の特例等

- ① 国や道からの要請に基づき、可能な限り火葬炉を稼働する。
- ② 死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ③ 遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

## 小 康 期

- ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・大流行はいったん終息している状況。

### 目的：

- 1) 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

### 対策の考え方：

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

#### (1) 実施体制

##### (1)-1 基本的対処方針の変更

小康期に入ったことにより、国及び道の基本的対処方針を変更した場合は、速やかに国や道の方針に沿った対処方針を決定する。

##### (1)-2 緊急事態解除宣言

国が緊急事態解除宣言を行ったときは、対策を見直すなど所要の措置を講じる。

##### (1)-3 対策の評価・見直し

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、国が実施する政府行動計画、ガイドライン等の見直しを踏まえ、市の行動計画の見直しを行う。

##### (1)-4 市対策本部の廃止

緊急事態解除宣言がされた時には、速やかに市対策本部を廃止する。

#### (2) サーベイランス・情報収集

国及び道から新型インフルエンザの発生状況等必要な情報を収集する。また、国及び道からの要請に応じ、適宜協力する。

### (3) 情報提供・共有

#### (3)-1 情報提供

- ① 市民に対し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- ② 市民から相談窓口等に寄せられた問い合わせ、国や道、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

#### (3)-2 情報共有

国、道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針の伝達を受けるとともに、現場の状況を把握する。

#### (3)-3 相談窓口等の体制の縮小

国の要請に基づき、相談窓口等の体制を縮小する。

### (4) 予防・まん延防止

#### (4)-1 予防接種

流行の第二波に備え、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進める。

#### (4)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、国及び道と連携し、流行の第二波に備え、特措法第 46 条に基づく住民接種を進める。

### (5) 医療

#### (5)-1 医療体制

国や道と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

#### (5)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

国や道の方針に基づき、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

### (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

#### (6)-1 市民・事業者への呼びかけ

国及び道と連携し、必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。



## (6)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

### (6)-2-1 業務の再開

国が全国の事業者に対して行う業務再開に関する周知に協力し、円滑に事業活動が再開されるよう努める。

### (6)-2-2 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

国や道と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

(参考)

## 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られており、人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、政府行動計画では、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておくこととしている。

市としても、本行動計画の関連事項として政府行動計画及び道行動計画に準じ、対策の概要を示すこととする。

### (1) 実施体制

#### (1)-1 体制強化

国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、庁内及び関係機関の会議を開催し、国の対策に準じて人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定する。

### (2) サーベイランス・情報収集

#### (2)-1 情報収集

鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。

情報収集源

- ・国の関係機関（内閣官房、厚生労働省、国立感染症研究所、検疫所等）
- ・国際機関（WHO、OIE、国連食糧農業機関（FAO）等）
- ・国立大学法人北海道大学：OIE リファレンスラボラトリー
- ・独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所

#### (2)-2 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。

### (3) 情報提供・共有

道内で、鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国や道と連携し、発生状況及び対策について、市民に積極的な情報提供を行う。

### (4) 予防・まん延防止

#### (4)-1 人への鳥インフルエンザの感染対策

##### (4)-1-1 水際対策

- ① 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOから情報発信が行われた場合に国が実施する水際対策に協力するとともに、市民への注意喚起を行う。
- ② 検疫所から検疫法に基づく通知等を受けた場合には、必要な調査等を行うなど、市内における感染防止に努める。

#### (4)-1-2 疫学調査、感染対策

- ① 必要に応じ、国や道と連携し、積極的疫学調査を実施する。
- ② 国や道からの要請に基づき、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等の実施に努める。
- ③ 鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、国や道と連携して、自宅待機を依頼する。

#### (4)-1-3 家さん等への防疫対策

市内の家さんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施する。

- ・ 国や道との連携を密にし、防疫指針に即した具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家さん等の移動制限等）を行う。

### (5) 医療

#### (5)-1 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 国や道の助言を受けながら、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断が行われ、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療が行われるよう努める。
- ② 国や道からの要請に基づき、感染症法の規定により鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講じる。

#### (5)-2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHO から情報発信が行われた場合

国や道からの要請に基づき、以下の措置を講じる。

- ・ 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国に情報提供するよう医療機関等に周知する。
- ・ 発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関に周知する。

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

\* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

\* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

\* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

\* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合 等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具（Personal Protective Equipment：PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○ 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既

に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第 15 条に基づく調査をいう。

○ 致命率

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。）発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ 発病率（Attack Rate）

新型インフルエンザの場合は、全ての人々が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○ PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。